**平成２３年（フ）第１２６号**
静岡県浜松市天竜区山東2834番地の１の１、前住所静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島316番地の５
債務者　利倉　弥生
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三橋　閑花
４　破産債権の届出期間　平成23年４月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月15日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第５９２号**
横浜市港北区篠原町1026番地の12
債務者　土井　國秀
１　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本間　春代
４　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月20日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５８号**
広島県福山市水呑町4775番地３
債務者　林組こと　林　　勲
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂本　朋顕
４　破産債権の届出期間　平成23年６月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月１日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第２号**
岐阜市粟野西７丁目312番地
債務者　髙橋　隆広
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂井田吉史
４　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月12日午前10時50分
６　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第５７号**
岐阜市真砂町10丁目４番地２
債務者　浅野　晴夫
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
４　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月12日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
岐阜地方裁判所

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第５号**
島根県浜田市旭町丸原380番地15　島根あさひ社会復帰促進センター、住民票上の住所岩手県東磐井郡藤沢町大籠字青松58番地
債務者　畠山　　浩
１　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２３年（フ）第１４号**
岩手県一関市新大町19番地２　駅前コーポエンゼル102
債務者　澁谷　榮子
１　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２３年（フ）第１８６号**
仙台市太白区郡山３丁目22番３号　コーポカンノ203
債務者　林　　久子
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第４９号**
埼玉県八潮市緑町５丁目33番地14　レオパレス草加第36―104
債務者　吉瀬　真治
１　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第４８号**
函館市大町２番13号
債務者　新本　宗弘
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第８３号**
函館市川原町３番11―203号
債務者　鳴海　直幸
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第１１０号**
函館市陣川町102番地24
債務者　兼平　慎吾
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第１１１号**
函館市桔梗１丁目16番10号
債務者　寺島　伸子
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第１１２号**
函館市富岡町２丁目33番８―307号
債務者　藤原　祐三
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第１１３号**
函館市見晴町２番６号
債務者　坂　　静子
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第１１６号**
函館市西旭岡町２丁目43番地８
債務者　中村　幸代
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
函館地方裁判所